

岩手県特別栽培農産物認証要綱

第1 目的

この要綱は、県内の生産者が一定の栽培方法に基づいて生産する農産物の認証を行うことにより、県産農産物に対する消費者の信頼性の向上及び流通の円滑化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 認証対象農産物

この要綱において認証の対象とする農産物は、野菜及び果実（加工したものを除く。）並びに穀類、豆類等の乾燥調製したものであって、不特定多数の消費者に販売されるものとする。

第3 認証

認証は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号農産園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき生産及び管理される特別栽培農産物について、第5第2項の規定に基づき認定を受けた認証機関が行うものとする。

第4 認証機関

認証機関は、市町村（県内に限る。）又は民間団体とする。

第5 認証機関の認定

認証機関の認定を受けようとする者は、別に定める手続きに従い、知事に認定の申請をしなければならない。

2 知事は、前項の規定による認定の申請が次に掲げる要件のすべてに適合していると認められるときは、別に定めるところにより、その認定をしなければならない。

- (1) 県内に事務所を有すること。
- (2) 認証の業務に従事する者の資格及び人数並びに認証の業務の管理方法が別に定める基準に適合するものであること。
- (3) 認証の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことにより認証が不公正になるおそれがないこと。

第6 認定の更新

認証機関の認定は、5年ごとにその更新を行わなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

2 第5第2項各号の規定は、前項の更新について準用する。

第7 認証の業務に関する規程の整備

認証機関は、特別栽培農産物の認証の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定めなければならない。

2 業務規程で定めるべき事項は別に定める。

第8 帳簿の記載

認証機関は、認証について記録するため、別に定める帳簿を備え認証に関する申請書類、検査報告書等とともに5年間保存しなければならない。

第9 認証機関の認定の取消し

知事は、認証機関が第5第2項の各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき、または認証機関として不相当と認められるときにはその認定を取り消すことができるものとする。

第10 認証機関の検査

知事は、必要に応じて認証機関の検査を行い、改善を要する場合には、必要な措置を講ずるべき旨の指示をすることができるものとする。

第11 認証の表示

認証機関が認証した特別栽培農産物については、認証したことを示す特別な表示を付すことができるものとする。

第12 認証の検討・協議

県は、特別栽培農産物の認証制度の運用にあたり、必要に応じ、岩手県付属機関条例別表第8に規定する岩手県農林水産物認証制度運営委員会で検討及び協議を行うものとする。

第13 県の支援・指導

県は、関係機関及び団体と連携しながら、特別栽培農産物の認証が円滑かつ適切に行われるよう認証機関等に対して、次に掲げる支援及び指導を行うものとする。

- (1) 提出書類等の作成及び事務処理の指導
- (2) 人材育成のための研修会及び講習会の開催
- (3) 特別栽培農産物に関する情報の提供
- (4) 環境に配慮した持続的農業を推進するための技術の研究開発及び普及指導
- (5) 表示の適正化指導
- (6) その他認証が円滑かつ適切に行われるために必要な事項

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行時に現に認定を受けている認証機関にあっては、改正後の要綱に基づき認定を受けなければ、平成16年4月1日以降認証業務を行うことはできない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月4日から施行する。